

令和 8 年 6 月 1 日

当苑では、令和 8 年度診療報酬改定で新設された施設基準に基づき、以下の体制を整備しています。

### 【電子的診療情報連携体制整備加算 3】

- オンライン請求を行っております。
- 算定した診療報酬の区分・項目の名称及びその点数または金額を記載した詳細な明細書を無料で交付しております。
- オンライン資格確認を行う体制を有しております。
- 医師がオンライン資格確認を利用して取得した診療情報を診療室または処置室において閲覧または活用できる体制を有しております。
- マイナ保険証利用率（30%以上）を有しております。
- 医療 DX 推進の体制に関する事項および、質の高い診療を実施するための十分な情報を取得・活用して診療を行う事について、院内の見やすい場所に掲示し、ホームページ上にも掲載しております。

上記の体制により、令和 8 年 6 月の診療報酬改正に伴い、令和 8 年 6 月 1 日より初診料 4 点、再診料 2 点を月 1 回に限り算定させていただきます。

電子カルテ情報、外部システムをつうじた質の高い温かな診療提供を目指しております。

ご理解のほど、お願い申し上げます。

社会福祉法人 四天王寺福祉事業団  
四天王寺和らぎ苑